

名古屋市告示第136号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和8年3月30日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

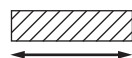
道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘 要
市道	1	日の後自転車歩行者道第1号線	名古屋市守山区日の後1001番の18地先から 名古屋市守山区日の後1001番の18地先まで	附 図
	2	日の後自転車歩行者道第2号線	名古屋市守山区日の後1201番地先から 名古屋市守山区日の後1001番の64地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分